

別紙 1

【入札公告記載例】

1 入札に付する事項

(6) 週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事

この工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。

【入札説明書記載例】

2 入札に付する事項

(6) 週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事

この工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。

《総合評価方式による落札者を決定する場合》

「総合評価の方法」に以下を記載する。

総合評価落札方式においては、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。

【特記仕様書記載例】

○週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書

1 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、「週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事」である。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間な

ど)は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書を作成し工事監督員へ提出すること。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告（工事旬報等による）すること。

ウ 受注者は、週休2日の実施状況について、工事監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、協力するものとする。

(4) 週休2日を実施した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。

なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

ア 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

イ 補正の方法

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し請負代金を変更する。

なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、変更の対象としない。

(5) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

別紙 2

週休2日を実施した工事における対象期間中の現場閉所状況に応じた、それぞれの経費の補正に関する試行実施フロー

試行工事 発注時
<ul style="list-style-type: none">週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 <p style="text-align: right;">(別紙1参照)</p>



試行工事契約締結後の施工計画書提出時 (受注者が週休2日による施工を希望する場合)
<ul style="list-style-type: none">受注者は週休2日の実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 <p style="text-align: right;">(別紙3および別記様式1参照)</p>

※受注者が週休2日による施工を希望しない場合は通常工事となる。



試行工事 実施(施工)中
<ul style="list-style-type: none">工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。工事監督員は、「工期内における週休2日の履行(以下「履行」)」が確認できた時点で、設計変更により労務費、機械経費(賃料)、間接工事費の補正を行う。ただし、工事期間中に、「履行」が確認できなければならない。 <p>⇒工事の完成日の20日前までに、「履行」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。</p> <p>⇒「履行」することができないこととなった場合にあっては、特に手続きを要しないが、必要に応じ工事監督員と協議するものとする。</p> <p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「履行」が確認できず、その後の現場閉所により「履行」確認ができる場合は、「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受けるものとし、「履行」が確認できる場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>(ただし、受注者は「履行」確認のための提示資料をとりまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)</p>

工 事 施 工 協 議 簿

契約後打合せ例

指示 協議	承諾 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
		署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示 (改善) 改造請求及び破壊検査等 指示		役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
		署名等									

工 事 名	〇〇〇 〇〇地区 〇工区		協議簿通し番号	●
業 者 名	〇〇建設			
当該協議月日	平成 年 月 日	前回協議月日	平成 年 月 日	

記載者		内 容
協 議 事 項	現 場 代 理 人	<p>週休2日の実施について</p> <p>(例)</p> <p>本工区において、週休2日による施工を希望します。</p> <p>週休2日の計画工程表を提出します。</p>
	● ●	
合 意 事 項	監 督 員	<p>(例)</p> <p>(確認をして) 実施計画書の内容が適正と認められるため、了解します。</p> <p>週休2日による施工を実施してください。</p> <p>以後、実施状況について工事旬報等の提出書類にて確認を行います。</p> <p>○ 最終的な実施確認について、別記様式1の提出をしてください。</p> <p>○</p>
	○ ○	

別表 1

○土地改良事業等請負工事の価格積算要領

工種区分	工種内容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破砕、透水路、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】
農 道 工 事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフリーム水路工事】
河 川 及 び 排 水 路 工 事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事

【 】は、適用工種

○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事

○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事

